

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補 補助金・助成 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間(→)												公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ	問合せ先	
					R6年			R7年						R8年					
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			1月
経済産業省	生産性革命推進事業	中小企業・小規模事業者は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり、相次ぐ制度変更に対応することが必要となっています。このため、こうした断続的に行われる大きな制度変更に対応することに柔軟に対応していただくため、中小企業・小規模事業者の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施し、複数年にわたって中小企業・小規模事業者の生産性向上を継続的に支援します。															(独)中小企業基盤整備機構 企画部生産性革命推進事業室 TEL:03-6459-0866 E-mail: seisanseikakumei@smrj.go.jp		
	補 【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(省力化(オーダーメイド)枠、製品・サービス高付加価値化枠(通常類型、成長分野進出類型)、グローバル枠)	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的な製品・サービスの開発、生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。	中小企業者等・小規模事業者等	【基本要件】 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行 ・付加価値額 +3%以上/年 ・給与支給総額 +1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円 ※ 各枠ごとに、基本要件に加えて、別途要件があります。														ものづくり補助金事務局 TEL:050-3821-7013	
	補 【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(省力化(オーダーメイド)枠)	中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的な製品・サービスの開発、生産プロセスの省力化を行い、生産性を向上させるための設備投資等を支援します。	中小企業者等・小規模事業者等	【基本要件】 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行 ・付加価値額 年平均成長率+3%以上増加 ・給与支給総額 年平均成長率+1.5%以上増加 ・事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上															ものづくり補助金事務局 TEL:050-3821-7013
	補 更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)<通常枠>	中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。	中小企業・小規模事業者等	事業のデジタル化を目的としたソフトウェアやシステムの導入を支援 ■機能要件 1種類以上の業務プロセスを口保有するソフトウェアを申請すること(汎用プロセスのみは不可)															サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター ナビダイヤルTEL:0570-666-376 IP電話TEL:050-3133-3272
	補 更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)<インボイス枠(インボイス対応類型)>	中小企業・小規模事業者等のみなさまが導入する会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフトの経費の一部を補助することで、インボイス制度に対応した企業間取引のデジタル化を推進することを目的としています。	中小企業・小規模事業者等	インボイス制度に対応した会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフトを導入し労働生産性の向上をサポート ■機能要件 (1)インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト 会計・受発注・決済のうち1～2機能以上を有すること (2)PC・ハードウェア等 会計・受発注・決済に係る機能のITツールの使用に資するもの ■補助対象 ソフトウェア必須(インボイス制度に対応した「会計」「受発注」「決済」の機能を有するソフトウェア)、オプション(機能拡張、データ連携ツール、セキュリティ)、役務(導入コンサルティング、導入設定 / マニュアル作成 / 導入研修、保守サポート)、ハードウェア(PC / タブレット / プリンター / スキャナ / 複合機/POSレジ / モバイルPOSレジ / 券売機) ※ハードウェアを補助対象として申請する場合は、そのハードウェアがソフトウェアの使用に資するものであること。															サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター ナビダイヤルTEL:0570-666-376 IP電話TEL:050-3133-3272
	補 更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)<インボイス枠(電子取引類型)>	取引関係における発注者が口インボイス制度対応のITツール(受発注ソフト)を導入し、当該取引関係における受注者が口中小企業・小規模事業者等に対して無償でアカウントを口供与して利用させる場合に、その導入費用の一部を支援します。	中小企業・小規模事業者等、その他の事業者等	インボイス制度に対応した受発注システムを商流単位で導入する企業を支援 ■機能要件 インボイス制度に対応した受発注の機能を有しているものであり、かつ取引関係における発注側の事業者としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注側の事業者に対してアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するもの															サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター ナビダイヤルTEL:0570-666-376 IP電話TEL:050-3133-3272
補 更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)<セキュリティ対策推進枠>	中小企業・小規模事業者等のみなさまがサイバーインシデントが原因で事業継続が困難となる事態を回避するとともに、サイバー攻撃被害が供給制約や価格高騰を潜在的に引き起こすリスクや生産性向上を阻害するリスクを低減していただくことを目的としています。	中小企業・小規模事業者等	サイバー攻撃事案の増加により高まる様々な潜在リスクの低減を支援 ■機能要件 独立行政法人情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス															サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター ナビダイヤルTEL:0570-666-376 IP電話TEL:050-3133-3272	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称	補助金・助給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R6年 募集期間(→) R7年												給付・補助金額等	問合せ
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
生産性革命推進事業	補 更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)＜複数社連携IT導入枠＞		複数の中小企業・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数社へのITツールの導入を支援するとともに、効果的に連携するためのコーディネート費や取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等を含めて支援するものです。	・商工団体等(例)商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合等 ・当該地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体(例)まちづくり会社、観光地域づくり法人(DMO)等 ・複数の中小企業・小規模事業者等により形成されるコンソーシアム	業務上つながりのある「サプライチェーン」や、特定の商圏で事業を営む「商業集積地」に属する複数の中小企業・小規模事業者等が連携してITツールを導入し、生産性の向上を図る取り組みを支援。 本事業の補助対象経費は下記の通り経費区分ごとに3つに分類され、それぞれの導入経費あるいは必要経費が補助対象となる。また、補助対象経費は、交付決定を受けた日付以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限り。 (1)基盤導入経費 インボイス対応型にて、補助対象経費として定義されているITツール ①「会計・受発注・決済」の機能を保有するソフトウェアとそのオプション、役務 ②上記①の使用に資するハードウェア PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機、POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機 (2)消費動向等分析経費 ・上記(1)基盤導入経費以外で補助事業で用いられるITツール ・異業種間の連携や地域における人流分析・商取引等の面的なデジタル化に資するソフトウェアとそのオプション、役務、ハードウェアが対象となる (3)その他経費 ①代表事業者が補助事業グループを取りまとめるために要する経費 ②外部専門家による導入・活用支援にかかる費用	R6.2/16~R6.6/19 (1次締切分)~R6.4/15 (2次締切分)~R6.6/19	■補助率、補助額 ①インボイス対応型と同様 ②上記①以外の経費⇒補助上限額は50万円×グループ構成員数、補助率は2/3以内 (①+②)の補助上限額は3,000万円) ③事務費・専門家費⇒補助率は2/3以内、補助上限額は(①+②)×10%に補助率2/3を乗じた額若しくは200万円のいずれか低い方 ■補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター ナビダイヤルTEL:0570-666-376 IP電話TEL:050-3133-3272											
	補 【全国商工会連合会 枠】 小規模事業者持続化補助<一般型>		小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために、取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助する。	小規模事業者等	補助対象となる事業は、次の(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとします。 (1)策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。 (2)商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること (3)以下に該当する事業を行うものではないこと ①同一内容の事業について、国が助成(国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む)する他の制度(補助金、委託費等)と重複する事業 ②本事業の終了後、概ね1年以内に売上げにつながるが見込まれない事業 ③事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと思われるもの	(第13回)R5.3/3~R5.9/7 (第14回)R5.9/12~R5.12/12 (第15回)R6.1/16~R5.3/14	■補助上限 (通常枠)50万円 (賃金引上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業枠)200万円 ■補助率:2/3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4) ※インボイス特例の要件(公募要領P.12参照)を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ	広島県商工会連合会 TEL:082-247-0221 日本商工会議所 TEL:03-6632-1502											
	補 【日本商工会議所 枠】 小規模事業者持続化補助<一般型>		小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために、取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助する。	小規模事業者等	補助対象となる事業は、次の(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとします。 (1)策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。 (2)商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること (3)以下に該当する事業を行うものではないこと ①同一内容の事業について、国が助成(国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む)する他の制度(補助金、委託費等)と重複する事業 ②本事業の終了後、概ね1年以内に売上げにつながるが見込まれない事業 ③事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと思われるもの	※申請受付締切:予定は変更する場合があります。 第12回:R5.6/4 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則 R5.5/25 第13回:R5.9/7 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則 R5.8/31 第14回:R5.12/12 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則 R5.12/5 第15回:R6.3/14 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則 R6.3/7	■補助上限 (通常枠)50万円 (賃金引上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業枠)200万円 ■補助率:2/3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4) ※インボイス特例の要件(公募要領P.12参照)を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ	広島県商工会連合会 TEL:082-247-0221 日本商工会議所 TEL:03-6632-1502											
経済産業省	補 New 中小企業等事業再構築促進事業		新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新市場進出(新分野展開、業態転換)、事業・業種転換、事業再編、国内回帰、地域サプライチェーン維持・強靱化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。 第12回公募では、既存の事業類型を見直し、今なおコロナの影響を受ける事業者への支援及びポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者への支援に重点化を行います。コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者等への支援として「コロナ回復加速化枠」を創設し、今なおコロナの影響を受ける事業者への支援を重点化します。	日本国内に本社を有する中小企業者等及び中堅企業等	■補助対象要件 下記①、②、③をいずれも満たすこと。(※1) ①事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること。 ②事業計画書を金融機関等(銀行、信金、ファンド等)や認定経営革新等支援機関と策定し、確認を受けていること。(※2) ③補助事業終了後3~5年で付加価値額を年平均成長率3.0%~5.0%(事業類型により異なる)以上増加させること。又は従業員一人当たり付加価値額を年平均成長率3.0%~5.0%(事業類型により異なる)以上増加させること。(※3) (※1)各事業類型毎に別途補助対象要件を設けています。詳細については、公募要領でご確認ください。 (※2)金融機関等から資金提供を受けて補助事業を実施する場合は、資金提供元の金融機関等による事業計画の確認を受ける必要があります。詳細については、公募要領でご確認ください。 (※3)年平均成長率(CAGR)は複利計算をもとに算出してください。	(12次)R6.4/23~R6.7/26	【(A)成長分野進出枠(通常類型)】 ■補助金額 100万円~万円(7,000万円) ※1()内は短期に大規模な買上げを行う場合 ※2廃業を伴う場合には、廃業費を最大2,000万円を上乗せ ■補助率 ・中小企業者等 1/2(2/3) ・中堅企業等 1/3(1/2) ※1()内は短期に大規模な買上げを行う場合 【(B)成長分野進出枠(GX 進出類型)】 ■補助金額 ・中小企業者等 100万円~8,000万円(1億円) ・中堅企業等 100万円~1億円(1.5億円) ※()内は短期に大規模な買上げを行う場合 ■補助率 ・中小企業者等 1/2(2/3) ・中堅企業等 1/3(1/2) ※()内は短期に大規模な買上げを行う場合 【(C)コロナ回復加速化枠(通常類型)】 今なおコロナの影響を受け、コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者や、事業再生に取り組む事業者の事業再構築を支援。 ■補助金額 100万円~3,000万円 ■補助率 ・中小企業者等 2/3(※1) ・中堅企業等 1/2(※2) (※1)従業員数5人以下の場合 400万円、従業員数6~20人の場合 600万円、従業員数21~50人の場合 800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは3/4 (※2)従業員数5人以下の場合 400万円、従業員数6~20人の場合 600万円、従業員数21~50人の場合 800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは2/3 【(D)コロナ回復加速化枠(最低賃金類型)】 ■補助金額 100万円~1,500万円 ■補助率 ・中小企業者等 3/4(※一部 2/3) ・中堅企業等 2/3(※一部 1/2) 【(E)サプライチェーン強靱化枠】 ■補助金額 1,000万円~5億円以内 ※建物費がない場合は3億円以内 ■補助率 ・中小企業者等 1/2 ・中堅企業等 1/3 【(F)卒業促進上乗せ措置】 ■補助金額 各事業類型(A)~(D)の補助金額上限に準じる。 ■補助率 ・中小企業者等 1/2 ・中堅企業等 1/3 【(G)中長期大規模買金引上促進上乗せ措置】 ■補助金額 100万円~3,000万円 ■補助率 ・中小企業者等 1/2 ・中堅企業等 1/3	事業再構築補助金事務局 コールセンター <コールバック予約システム> https://iigyuu-saikouchiku.go.jp/callback.html											

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

所掌	事業の名称 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #90EE90; padding: 2px; margin-right: 5px;">補</div> 補助金・助成金 <div style="background-color: #FFD700; padding: 2px; margin-right: 5px;">給</div> 給付金 <div style="background-color: #FFA500; padding: 2px; margin-right: 5px;">New</div> 新着情報 </div>	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R6年			募集期間(→)					R7年			給付・補助金額等	問合せ先				
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	1月	2月	3月
厚生労働省	給	両立支援等助成金(介護離職防止支援コース) に「 新型コロナウイルス感染症対応特例 」	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のため有給休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境整備した中小企業事業主を支援。	右記要件を満たす中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度（最低20日間取得可能）を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主を支援 ※「介護のための有給の休暇」は、労働基準法に基づく年次有給休暇とは別に設けていただく必要があります。 ※法定の介護休業（対象家族1人につき合計93日）、介護休暇（年5日（対象家族2人以上の場合は年10日））は別途保障していただく必要があります。 ※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得した休暇が対象。															労働者1人当たり 取得した休暇日数が合計5日以上10日未満：20万円 取得した休暇日数が合計10日以上：35万円 ※1企業当たり5人分まで支給	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
	補	産業雇用安定助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成します。	(1) 新型コロナ感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（出向元事業主） (2) 当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主） ■本助成金の支給対象となる「出向」 ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向であること ・出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことを前提としていること ・出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること ・出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと ■本助成金の支給対象となる「出向労働者」 ・出向元事業所において雇用される雇用保険の被保険者（ただし、次の(1)から(4)のいずれかに該当する方を除きます。）であって、本助成金の支給対象となる「出向」を行った労働者であること。 (1) 出向開始日の前日まで出向元事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月未満である方 (2) 解雇を予告されている方、退職願を提出した方または事業主による退職勧奨に応じた方（離職の日の翌日に安定した職業に就くことが明らかな方を除く。） (3) 日雇労働被保険者である方 (4) 併給調整の対象となる他の助成金などの支給対象となっている方	R3.2/5～	【出向運営経費（出向中に要する経費の一部を助成）】 出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等 ・助成率 (イ) 出向元が労働者の解雇等を行っていない場合 → 9/10(中小企業)、3/4(中小企業以外) (ロ) 出向元が労働者の解雇等を行っている場合 → 4/5(中小企業)、2/3(中小企業以外) ・上限額 12,000円/日(出向元、出向先の計) 【出向初期経費（出向の成立に要する措置を行った場合に助成）】 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備等 ・助成額 出向元・出向先 各10万円/1人当たり(定額) ・加算額(※) 出向元・出向先 各5万円/1人当たり(定額) (※) 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）、ハローワーク等														
	補	人材確保等支援助成金(テレワークコース)	良質なテレワークの新規導入・実施により、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主等に助成 【支給対象となる経費の範囲】 次の取組の実施に要した費用が支給対象となります。 ①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ②外部専門家によるコンサルティング ③テレワーク用通信機器の導入・運用 ④労務管理担当者に対する研修 ⑤労働者に対する研修	【機器等導入助成】 ①テレワーク実施計画を作成し、管轄の労働局に提出してその認定を受けること。 ②計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、テレワークに関する制度として、所定の内容を規定した労働協約又は就業規則を整備すること。 ③上記①の認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、実際にその取組を実施すること。 ④評価期間(機器等導入助成)におけるテレワーク実施対象労働者のテレワーク実施状況が、以下以下(1)または(2)の基準を満たすこと。 (1)評価期間(機器等導入助成)において、1回以上、テレワーク実施対象労働者全員がテレワークを実施すること。 (2)評価期間(機器等導入助成)にテレワーク実施対象労働者が週平均1回以上テレワークを実施すること。 【目標達成助成】 ①離職率に係る目標の達成 (1)テレワークに関する制度の整備の結果、評価時離職率が、計画時離職率以下であること。 (2)評価時離職率が30%以下であること。 ②評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日からの3か月間に1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日における対象事業所の労働者数(1)、計画認定時点における対象事業所の労働者全体に占めるテレワーク実施対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。	R3.4/1～	【機器等導入助成】 1企業あたり、支給対象となる経費の30% ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円 【目標達成助成】 1企業あたり、支給対象となる経費の20% <生産性要件を満たす場合35%> ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL:082-221-9247														

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 <small>補</small> 補助金・助成金 <small>給</small> 給付金 <small>New</small> 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R6年 募集期間(→)												R7年	給付・補助金額等	問合せ先			
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				1月	2月	3月
呉市	<small>補</small> <small>更新</small> 中小企業等事業再構築促進事業への追加支援	日本製鉄呉地区の休止方針やコロナ禍への対応等で事業の再構築に挑戦する事業者の方で、国が実施する「中小企業等事業再構築促進事業」において交付額の確定を受けた中小企業・小規模事業者の方に対する支援を行います。また、日本製鉄呉地区の関連事業者に対しては、さらに加算措置を行います。	国の中小企業等事業再構築促進事業で採択を受け、呉市内で事業を実施したものが対象です。	<ul style="list-style-type: none"> 国の中小企業等事業再構築促進事業において交付額の確定を受けた事業者で、呉市内において事業を実施した者 市税の滞納がない者 呉市暴力団排除条例(平成24年呉市条例第1号)第2条第1号、第2号及び第3号の規定に該当しない者 																R2.7/16~R6.3/29 ⇒ R7.3/31	■補助額 (1)最大300万円(事業者負担の1/10)を交付(上乗せ) (2)加えて、日本製鉄呉地区の関連事業者に対しては、影響度(日本製鉄との取引割合)に応じて、最大300万円を交付(日鉄加算) ※補助対象事業費から、国の補助額を除いた事業者負担分が対象です。	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3310

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。